

【PPP2006 : No. 11-(1)】

PPP政策のデザインとモデル(16) : 米国の市場化テストの概要 (2)

米国の市場化テストでは、①政府の職員によって行われているすべての活動を「商業的活動」と「政府固有の活動」とに分類し、②政府固有の活動は政府職員が遂行するという原則をまず明確にしている。

「政府固有の活動」として商業的活動外とし契約的行為などによって民間に委ねる領域外とされているものとして、①主権の行使、②金銭の取引や給付の管理に関する手続きの制定（アメリカ政府の行為を制約するもの、軍事力や外交によって財産や権利を決定したり、保護したり、増大させるような行為、民法や刑法の手続き、契約管理など）、③個人の生命、自由、財産に重大な影響を及ぼす行為 ④アメリカ合衆国の財産の取得、使用、処分に対する究極の権利の行使。連邦の資金の調達、管理、支出に関する政策や手続きの決定などとされている。

なお、米国ではコスト計算用のソフトウェアの開発を行い、入札で落札できなかった者が、その理由などの開示を求めることができる制度を導入し、GAO（会計検査機関）が審査を行った結果、不適切と判断されれば、再入札や抗告を行った者と契約をするなどの補完的制度を構築している。

ブッシュ政権の市場化政策では、FAIR（Federal Activities Inventory Reform Act, 1998）によって「商業的活動」に従事している連邦政府職員のリストを OMB に提出する義務が定められており、これによって約 85 万人の職員が「商業的活動」に携わっていることが明らかになっている。この競争的アウトソーシング（Competitive Sourcing）たる市場化テストの実施は、「大統領マネジメント・アジェンダ（PMA : The President's Management Agenda）」という行財政改革プログラムの 5 つの課題のひとつに位置づけられており、①「政府は市場原理に基づくべきである。我々は、競争、革新、選択を恐れてはならない。私は競争という規律に政府を晒す」、②「効率的かつ効果的に官民競争を行うためには、行政は自ら、官民を比較する手続きを簡略化し改善すること、競争にかける対象を適切に公表すること、競争を促進するよう上級職員の関心を高めることが必要である」、としている。

また、「A-76」の見直しも順次行われており、①コスト比較をもっと正確に行うこと、②説明責任を増大させること、③公平性を高めること、③原則 12 ヶ月までの検討期間の設定、④品質重視のプロセス、⑤職を失う職員のための人材アドバイザーなどを設置、⑥管理責任者の設置などが定められている。

米国では、国防総省の市場化テスト導入率が高く、他の省庁も簡易競争方式が導入されたことにより、少しずつ導入率が拡大する傾向にある。しかし、基本的には競争入札の結果も官側受注が多いのが実態ではある。なお、国防総省では、2 段階方式採用の競争評価プログラムやコスト・プラス・インセンティブ契約方式等を導入している。GAO への提訴件数も少なくなく、GAO の市場化テストに果たしている役割は大きい。